

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和元年 第3回海老名市議会定例会

概要資料



災害・救急現場で
威力を発揮する
ロボットスーツ

「安全・安心なまち」のために

多くの方が参加した
避難所開設訓練
(昨年の状況)



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】**令和元年第3回海老名市議会定例会 会期日程(案)**

会期30日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
8月29日	木	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
9月4日	水	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
9月10日	火	委員会	総務常任委員会	同
9月11日	水	委員会	文教社会常任委員会	同
9月12日	木	委員会	経済建設常任委員会	同
9月17日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
9月18日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
9月20日	金	委員会	総務常任委員会（決算審査）	同
9月24日	火	委員会	文教社会常任委員会（決算審査）	同
9月25日	水	委員会	経済建設常任委員会（決算審査）	同
9月27日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

【案件一覧】

■ 日程 21 件			
報告 4 件			頁
1	報告第7号	継続費精算報告について（国分コミュニティセンター大規模改修事業費ほか3件）	3
2	報告第8号	継続費精算報告について（国分排水区5号ほか3排水路整備事業費）	4
3	報告第9号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率等について	5
4	報告第10号	債権の放棄について（延長保育料ほか1件）	6
条例 5 件（制定2件・一部改正3件）			頁
5	議案第54号	海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	7
6	議案第55号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	11
7	議案第56号	海老名市手数料条例の一部改正について	15
8	議案第57号	海老名市印鑑条例の一部改正について	16
9	議案第58号	海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	17
処分 2 件			頁
10	議案第59号	平成30年度海老名市公共下水道事業会計に係る利益積立金の使途について	19
11	議案第60号	平成30年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	20
契約 2 件			頁
12	議案第61号	工事請負契約の締結について（（仮称）海老名市消防署西分署建設工事（建築））	21
13	議案第62号	工事請負契約の変更について（海老名市資源化センター大規模改修工事）	22
市道 1 件			頁
14	議案第63号	市道の路線認定について（市道2756号線）	23
補正予算 2 件			頁
15	議案第64号	令和元年度海老名市一般会計補正予算（第3号）	24
16	議案第65号	令和元年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	30
決算 5 件			頁
17	認定第1号	平成30年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
18	認定第2号	平成30年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
19	認定第3号	平成30年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
20	認定第4号	平成30年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	
21	認定第5号	平成30年度海老名市公共下水道事業会計決算認定について	

■ 議案

【報告 4件】

1 報告第7号 継続費精算報告について（国分コミュニティセンター大規模改修事業費ほか3件）

【趣 旨】

平成30年度海老名市一般会計継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの

【内 容】

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 2款1項 | 国分コミュニティセンター大規模改修事業費 |
| 2 | 8款2項 | 市道62号線（並木橋）ほか1路線拡幅改良事業費 |
| 3 | 10款1項 | 学校施設長寿命化・再整備計画策定業務 |
| 4 | 10款3項 | 柏ヶ谷中学校空調設備改修事業費 |

1 国分コミュニティセンター大規模改修事業費

（平成29年度、平成30年度の2か年継続事業）

全体計画の年割額（合計額）①	327,344,000円
実績の支出済額（合計額）②	297,401,361円
財源内訳	
国県支出金	152,510,000円
地方債	129,100,000円
一般財源	15,791,361円
年割額①と支出済額②の差	29,942,639円

2 市道62号線（並木橋）ほか1路線拡幅改良事業費

（平成29年度、平成30年度の2か年継続事業）

全体計画の年割額（合計額）①	350,000,000円
実績の支出済額（合計額）②	308,440,000円
財源内訳	
国県支出金	112,277,000円
地方債	127,100,000円
一般財源	69,063,000円
年割額①と支出済額②の差	41,560,000円

3 学校施設長寿命化・再整備計画策定業務

(平成28年度、平成29年度、平成30年度の3か年継続事業)

全体計画の年割額(合計額)①	12,766,000円
実績の支出済額(合計額)②	12,430,800円
財源内訳 国県支出金	0円
地方債	0円
一般財源	12,430,800円
年割額①と支出済額②の差	335,200円

4 柏ヶ谷中学校空調設備改修事業費

(平成29年度、平成30年度の2か年継続事業)

全体計画の年割額(合計額)①	165,674,000円
実績の支出済額(合計額)②	165,672,000円
財源内訳 国県支出金	120,609,000円
地方債	0円
一般財源	45,063,000円
年割額①と支出済額②の差	2,000円

2 報告第8号 継続費精算報告について(国分排水区5号ほか3排水路整備事業費)

【趣 旨】

平成30年度海老名市公共下水道事業会計継続費精算報告書を調製したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するもの

【内 容】

1 款 1 項 国分排水区5号ほか3排水路整備事業費

(平成29年度、平成30年度の2か年継続事業)

全体計画の年割額(合計額)①	388,200,000円
実績の支払義務発生額(合計額)②	312,171,840円
財源内訳 企業債	219,400,000円
国庫補助金	87,250,000円
損益勘定留保資金	5,521,840円
年割額①と支払義務発生額②の差	76,028,160円

3 報告第9号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等について

【趣 旨】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、「財政の健全性」を判断するため、平成30年度決算に基づく「健全化判断比率」として、以下の4つの指標で数値化し、監査委員の意見を付して報告するもの

また、公営企業の「経営の健全性」を判断するため、「資金不足比率」として数値化し、監査委員の意見を付して報告するもの

【健全化判断比率】

項 目	《早期健全化基準》	(30年度)	(29年度)	(28年度)
1 実質赤字比率	《12.10%》	—	—	—
2 連結実質赤字比率	《17.10%》	—	—	—
3 実質公債費比率	《25.0 %》	1.4%	0.8%	0.9%
4 将来負担比率	《350.0 %》	26.3%	20.5%	10.8%

【資金不足比率】

公共下水道事業会計	《経営健全化基準》	(30年度)	(29年度)	(28年度)
1 資金不足比率	《20.0 %》	—	—	—

※ 赤字額及び資金不足額がないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は算定されず、「—」となっている。

※ 実質公債費比率は前年度に比べ0.6ポイント、将来負担比率は前年度に比べ5.8ポイント上昇しているが、上昇の主な要因は連結対象である高座清掃施設組合の焼却炉建設に伴い起債残高が増加したことによるもの

※ 将来負担比率については、政令市を除く県内16市では5番目に低い数値となる見込み

【結 論】

いずれの比率も国が定めた早期健全化基準、経営健全化基準を大きく下回っており、本市の財政の健全性及び経営の健全性は、財政健全化法上、問題はないこととなった。

4 報告第10号 債権の放棄について（延長保育料ほか1件）

【趣 旨】

海老名市債権管理条例第10条第1項の規定により、放棄した平成30年度の非強制徴収債権について、同条第2項の規定により報告するもの

名称	件数	金額	非強制徴収債権を放棄した事由			放棄した日
			第10条第1項 該当号数	件数	金額	
延長 保 育 料	9件	120,600円	第1号	0件	0円	平成31年 3月31日
			第2号	0件	0円	
			第3号	0件	0円	
			第4号	0件	0円	
			第5号	9件	120,600円	
学 校 給 食 費	392件	1,377,350円	第1号	0件	0円	平成31年 3月31日
			第2号	0件	0円	
			第3号	0件	0円	
			第4号	0件	0円	
			第5号	392件	1,377,350円	
合 計	401件	1,497,950円	第1号	0件	0円	
			第2号	0件	0円	
			第3号	0件	0円	
			第4号	0件	0円	
			第5号	401件	1,497,950円	

【海老名市債権管理条例抜粋】

（債権の放棄）

第10条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及び延滞金等を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が著しい生活困窮状態にある場合又は当該非強制徴収債権について政令第171条の2又は第171条の4第1項若しくは第2項の規定による措置の手續を執っても、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合において、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について政令第171条の5の規定による徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- (5) 市の債権のうち、その消滅時効について法第236条第2項の規定の適用を受けないものについて、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

2 市長は、毎年度、前項の規定により放棄した債権について、議会に報告するものとする。

金銭債権の短期消滅時効：2年（民法第173条第3項）

【条例5件】

5 議案第54号 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

【制定理由】

地方公務員の臨時的任用職員・非常勤職員の見直し等のため、地方公務員法が改正され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めたいため

【制度内容】

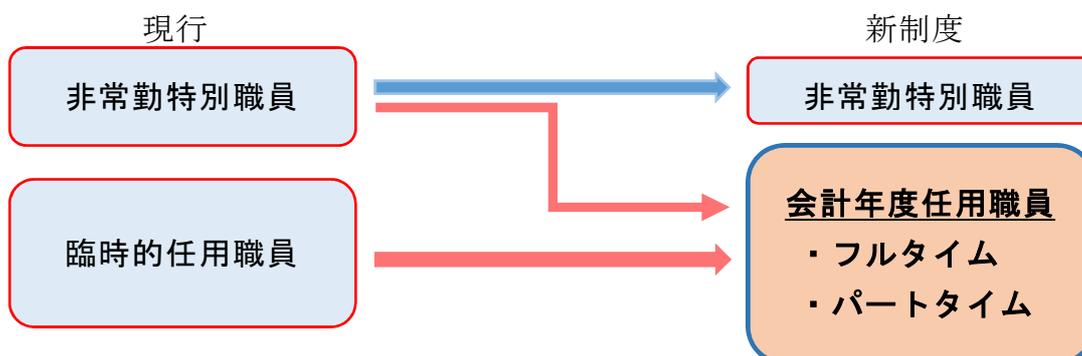
会計年度任用職員⇒「一会計年度を越えない範囲内でおかれる非常勤の職員」

本市の場合、現行の臨時的任用職員及び労働者性の高い非常勤特別職員が該当する。



- 週38.75時間勤務 =フルタイム会計年度任用職員
- 週38.75時間未満勤務=パートタイム会計年度任用職員

・本市の場合



・主な会計年度任用職員に対する給付等

項目	臨時的任用職員	フルタイム 会計年度任用職員	パートタイム 会計年度任用職員
任用期間	6か月単位・最大1年	最大1会計年度内	最大1会計年度内
条件付採用期間	—	1か月	同左
営利企業従事	制限	制限	—
人事評価	—	簡易評価実施	同左
給付	賃金	給与	報酬
給付決定	最低賃金及び他市との 均衡を考慮	常勤職員の給料表を使用	フルタイムとの均衡を 考慮
期末手当	0.48月分	常勤職員に準ずる (2.6月分)	同左(週15.5時間未満勤 務は対象外)
退職手当	—	常勤職員と同水準	—
地域手当	—	常勤職員と同水準	—
育児休業	—	全員対象(要件有り)	全員対象(要件有り)

【制定内容】

第1条 目的

- ・会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めることを規定

第2条 会計年度任用職員の給与

- ・フルタイム会計年度任用職員 = 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当
- ・パートタイム会計年度任用職員 = 報酬及び期末手当

第3条～17条 フルタイム会計年度任用職員について規定

第3条 給料

- ・給料表については、一般職の職員の給料表を準用する。

第4条 職務の級

- ・職務の基準は、別表のとおりとする。

行政職一（技能労務職以外の職務）

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行うもの
2級	相当の知識又は経験を必要とするもの
3級	高度の知識又は経験を必要とするもの
4級	特に高度の知識又は経験を有するもの

行政職二（技能労務職）

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行うもの

第5条 号給

- ・規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

第6条 給料の支給

- ・給料の支給日等は、一般職の規定を準用する。

第7条 地域手当

- ・地域手当の月額等は、一般職の規定を準用する。

第8条 通勤手当

- ・支給要件は、一般職の規定を準用する。

第9条 時間外勤務手当

- ・支給率等は、一般職の規定を準用する。

第10条 休日勤務手当

- ・支給率等は、一般職の規定を準用する。

第11条 夜間勤務手当

- ・支給率等は、一般職の規定を準用する。

第12条 宿日直手当

- ・支給金額等は、一般職の規定を準用する。

第13条 給料の端数処理

- ・1時間当たりの給与額等に50銭未満の端数を生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

第14条 期末手当

- ・任期の定めが6か月以上の者の支給割合等は、一般職の規定を準用する。

第15条 特殊勤務手当

- ・手当の種類等は、一般職と同様とする。

第16条 勤務1時間当たりの給与額

- ・ $(\text{給料月額} + \text{地域手当の額} \times 12) \div (\text{週の勤務時間} \times 52 - \text{規則で定める時間})$

第17条 給料の減額

- ・勤務時間中に勤務しないときは、勤務しない1時間につき前条の勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第18条～27条・30条・31条 パートタイム会計年度任用職員について規定

第18条 報酬

- ・月額で定める場合 $\text{基準月額} \times (\text{1週間当たりの勤務時間} \div 38.75 \text{時間})$ ①
- ・日額で定める場合 $(\text{基準月額} \div 21) \times (\text{1日当たりの勤務時間} \div 7.75 \text{時間})$ ②
- ・時間で定める場合 $\text{基準月額} \div 162.75$ ③
- ・「基準月額」＝職務の内容等に照らして、フルタイム会計年度任用職員の給料表を適用

第19条 特殊勤務に係る報酬

- ・特殊勤務に従事したときは、一般職の例により計算して得た額の報酬を支給する。

第20条 時間外勤務に係る報酬

- ・正規の勤務時間以外に勤務したときは、その全時間について報酬を支給する。

第21条 休日勤務に係る報酬

- ・休日に勤務したときは、1時間当たりの報酬額に125/100～150/100の範囲内の割合を乗じた報酬を支給する。

第22条 夜間勤務に係る報酬

- ・正規の勤務時間として22時から翌日5時までの間に勤務をしたときは、1時間当たりの報酬額に25/100を乗じた報酬を支給する。

第23条 報酬の端数処理

- ・勤務1時間当たりの報酬額を算定したときに、50銭未満の端数を生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

第24条 期末手当

- ・任期の定めが6か月以上の者（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者を除く。）の支給割合等は、一般職の規定を準用する。

第25条 報酬の支給

- ・報酬の計算期間は月の1日から末日までとする。
- ・月額報酬の場合、計算期間が1か月に満たないときは日割りで計算する。

第26条 勤務1時間当たりの報酬額

- ・月額報酬 第18条「①」の額×12÷(1週間当たりの勤務時間×52—規則で定める時間)
- ・日額報酬 第18条「②」の額÷1日当たりの勤務時間
- ・時間額報酬 第18条「③」の額

第27条 報酬の減額

- ・正規の勤務時間に勤務しないときの報酬額の減額(※算定式は第26条第2項で規定)
- ・月額報酬 (第18条「①」の額×12)÷(1週間当たりの勤務時間×52)
- ・日額報酬 第18条「②」の額÷1日当たりの勤務時間

第28条 会計年度任用職員の給与からの控除

- ・会計年度任用職員個人が加入する団体契約に係る生命保険料等の給与からの控除については、一般職の規定を準用する。

第29条 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与

- ・市長が特に認めた特殊性がある職務に係る会計年度任用職員の給与は任命権者が別に定める。

第30条 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償

- ・パートタイム会計年度任用職員の通勤については費用弁償を支給

第31条 パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償

- ・パートタイム会計年度任用職員が公務の旅行をしたときは、一般職の例により、費用弁償を支給

第32条 委任

- ・規則への委任規定

【施行期日】

令和2年4月1日

6 議案第55号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

【制定理由】

会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する9つの条例を一括して改正及び廃止するため

【概要】

- 一部を改正する条例
 - 1 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 - 2 海老名市一般職の職員の給与に関する条例
 - 3 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
 - 4 海老名市一般職の職員の分限に関する条例
 - 5 海老名市特別職報酬等審議会条例
 - 6 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例
 - 7 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - 8 海老名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 廃止をする条例
 - 9 海老名市交通指導員条例

【改正内容】

第1条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

減給の対象を給料及びこれに対する地域手当の合算額とする。また、パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬を対象に加える。

第2条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例

現行の臨時的任用職員及び非常勤職員が会計年度任用職員に移行することから、会計年度任用職員の給与は別に条例で定める（議案第53号）ことを規定する。

第3条 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

非常勤特別職に該当する職務の厳格化に伴う非常勤特別職の整理により、会計年度任用職員へ移行する職、有償ボランティアへ移行する職を削る。

※ 会計年度任用職員に移行する職、有償ボランティアへ移行する職及び引き続き非常勤特別職となる職については13・14ページのとおり

第4条 海老名市一般職の職員の分限に関する条例

- (1) 会計年度任用職員を休職の分限処分の対象に加えるとともに、休職の期間を任命権者が定める期間とする。
- (2) 会計年度任用職員への移行に伴い、現行の臨時的任用職員の適用除外の条文を削る。

第5条 海老名市特別職報酬等審議会条例

パートタイム会計年度任用職員に給付される報酬は、別に条例で定めるところから審議会が審議する非常勤職員は非常勤特別職の職員であることを明確化する。

第6条 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例

会計年度任用職員制度への移行に伴い、育児休業をすることができる職員の範囲及び育児の対象となる養育する子の範囲を明確化する。

第7条 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例

文言の整理

第8条 海老名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

フルタイム会計年度任用職員を公表の対象に加える。

第9条 海老名市交通指導員条例

交通指導員については、会計年度任用職員に該当しないことから、条例を廃止する。

※ 交通指導員については、要綱で設置する。

【施行期日】

令和2年4月1日

非常勤特別職職員の移行状況一覧

1 非常勤特別職職員の要件に該当しないもの（会計年度任用職員への移行等）

現行	移行後
政策研究員	職の廃止
交通指導員	有償ボランティア
民生嘱託員兼児童嘱託員	有償ボランティア
心理専門支援員（臨床心理士）	会計年度任用職員
美化推進員	会計年度任用職員（※）
農業振興推進員	有償ボランティア
教育専門指導員	会計年度任用職員
教育支援センター主任相談員	会計年度任用職員
教育支援センター相談員	会計年度任用職員
教育支援センター主任指導員	会計年度任用職員
教育支援センター指導員	会計年度任用職員
教育支援センター専門補導員	会計年度任用職員
社会教育指導員	会計年度任用職員
青少年指導嘱託員	有償ボランティア
審理員	会計年度任用職員
事務嘱託員	会計年度任用職員
業務嘱託員	会計年度任用職員
外国人英語講師	職の廃止

※ 会計年度任用職員の事務専門員（一）に統合

2 非常勤特別職職員の要件に該当するもの（引き続き非常勤特別職職員）

非常勤特別職名		非常勤特別職名	
教育委員会委員		都市計画審議会委員（臨時委員を含む。）	
選挙管理委員会	委員長	住居表示審議会委員（臨時委員を含む。）	
	委員	住宅政策審議会委員	
	選挙管理委員の補充員	景観審議会委員	
監査委員	識見を有する者	空き家等対策審議会委員	
	議会議員	消防運営審議会委員	
農業委員会	会長	消防賞慰金等審査委員会委員	
	会長職務代理者	消防団	団長
	委員		副団長
固定資産評価審査委員会委員	分団長		
特別職報酬等審議会委員	副分団長		
公務災害補償等認定委員会委員	班長		
公務災害補償等審査会委員	団員		
情報公開審査会委員	消防協力員		
個人情報保護審査会委員	防災会議委員（専門委員を含む。）		
行政不服審査会委員（専門委員を含む。）	国民保護協議会委員（専門委員を含む。）		
総合計画審議会委員	地震災害警戒本部員		
外部評価委員会委員	奨学生選考委員会委員		
市民活動推進委員会委員	いじめ問題対策連絡協議会委員		
環境審議会委員（特別委員を含む。）	いじめ対策調査会委員		
選挙長	いじめ対策再調査会委員		
投票管理者	教育支援センター運営協議会委員		
期日前投票管理者	学校運営協議会委員		
開票管理者	学校医	一般医	
選挙立会人		歯科医	
投票立会人		眼科医	
期日前投票立会人		耳鼻咽喉科医	
開票立会人	学校薬剤師		
民生委員推薦会委員	社会教育委員		
子ども・子育て会議委員	文化財保護審議会委員 （臨時委員及び専門委員を含む。）		
市立保育所嘱託医	スポーツ振興審議会委員		
生活保護法嘱託医	一般医	スポーツ推進委員	
	精神科医	国民健康保険運営協議会委員	
	歯科医	下水道運営審議会委員	
駐留軍離職者等対策協議会委員	介護保険運営協議会委員		
海老名市企業立地審査会委員	介護認定審査会委員		
にぎわい振興審議会委員	障害支援区分認定等審査会委員		
農地利用最適化推進委員	技術顧問		

7 議案第 56号 海老名市手数料条例の一部改正について

【改正理由】

地方公共団体の手数料について、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものを定めた「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が、令和元年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴い、改正されたため

【改正内容】

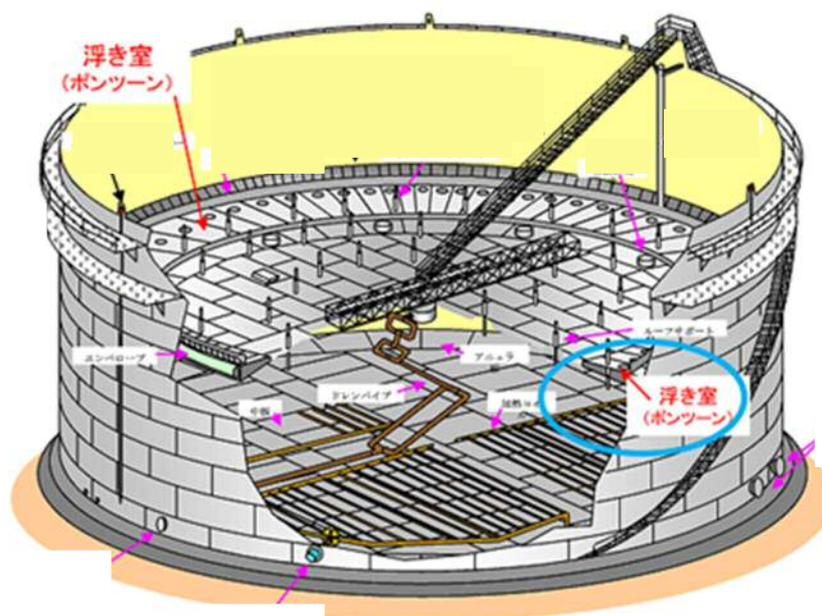
危険物貯蔵所（屋外タンク）の設置許可申請に係る審査手数料を改正する。
なお、海老名市に該当する屋外タンクはない。

危険物の貯蔵最大数量	改正前	改正後
1万kl以上5万kl未満	1,580,000円	1,590,000円
5万kl以上10万kl未満	1,940,000円	1,950,000円
10万kl以上20万kl未満	2,260,000円	2,270,000円

【施行期日】

令和元年10月1日

屋外タンク貯蔵所イメージ図



8 議案第57号 海老名市印鑑条例の一部改正について

【改正理由】

女性の様々な活動場面における旧氏の使用をしやすくすることを目的とした住民基本台帳法施行令等の一部改正及びこれに伴い印鑑登録証明事務処理要領（通知）の一部が改正されたため

【改正内容】

- (1) 印鑑登録の受理に際して、旧氏での登録を受理の対象とする。
- (2) 字句の修正

	改正後	改正前
印鑑登録できるもの	氏名、氏、名、通称、 旧氏	氏名、氏、名、通称

【施行期日】

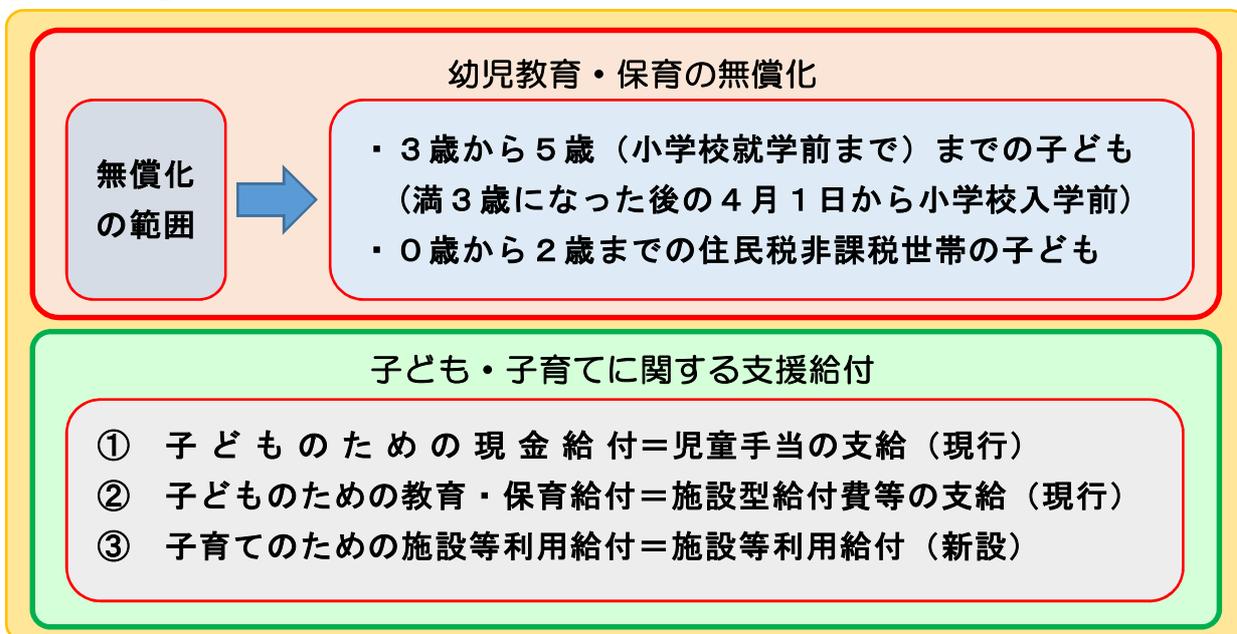
令和元年11月5日

9 議案第58号 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【改正理由】

子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮することを目的に、「子ども・子育て支援法」の一部が改正されたことに伴い、「子ども・子育て支援法施行令」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が改正されたため、所要の改正を行うもの

【制度概要】



- 1 子どものための教育・保育給付の認定
⇒ 施設等利用給付制度の導入に伴い、「施設型給付費等の支給」については、「支給認定」から「**教育・保育給付認定**」に文言を改正
- 2 施設型給付費の利用者負担額
⇒ 国が定める基準額から控除する利用者負担額を「零」（無償）に改正
- 3 給食に係る利用者負担額
 - (1) 主食費 ⇒ 実費負担（現行どおり）
 - (2) 副食費 ⇒ 実費負担（これまで保育料に含まれていたため、実費を徴収する。※無償化の対象は「保育料」）

【改正内容】

第1条 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正

⇒ 「子ども・子育て支援法施行令」の改正に伴うもの

- (1) 市が定めるとされた利用者負担額（保育料）を「零」（無償）とする。
 - ・ 3歳から5歳までの小学校就学前子ども
 - ・ 生活保護法による非保護世帯の3歳児未満の小学校就学前子ども
 - ・ 市民税非課税世帯の3歳児未満の小学校就学前子ども
 - (2) 食事の提供に伴う食材費を保育料として規定
 - ・ 主食費 3,000円を上限として徴収（現行でも実費を徴収）
 - ・ 副食費 4,500円を上限として徴収（これまでは保育料に含まれていたが、食材料費は無償化の対象とはならないため）
- ⇒ 年収360万円未満相当の世帯等については副食費を無償とする。
- ※ 年収360万円未満相当の世帯等
- ＝ 市民税の所得割額が57,700円未満の世帯（ひとり親等の世帯は77,101円未満）
- ※ 主食費は1,000円（現行1,000円を上限）、副食費は4,500円を徴収する予定

第2条 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

⇒ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の改正に伴うもの

- (1) 「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正
- (2) 無償化に伴い、「満3歳以上」と「満3歳未満」の子どもを定義
- (3) 副食費の実費徴収の実施に伴い、費用を徴収しない世帯を規定
 - ・ 年収360万円未満相当の世帯
 - ・ 第3子
 - ・ 満3歳未満保育認定子ども

【施行期日】

令和元年10月1日

【参 考】

子どものための教育・保育給付の対象外の施設等については、新たに創設された施設等利用給付で無償化を行う。

【処分2件】

10 議案第59号 平成30年度海老名市公共下水道事業会計に係る利益積立金の使途について

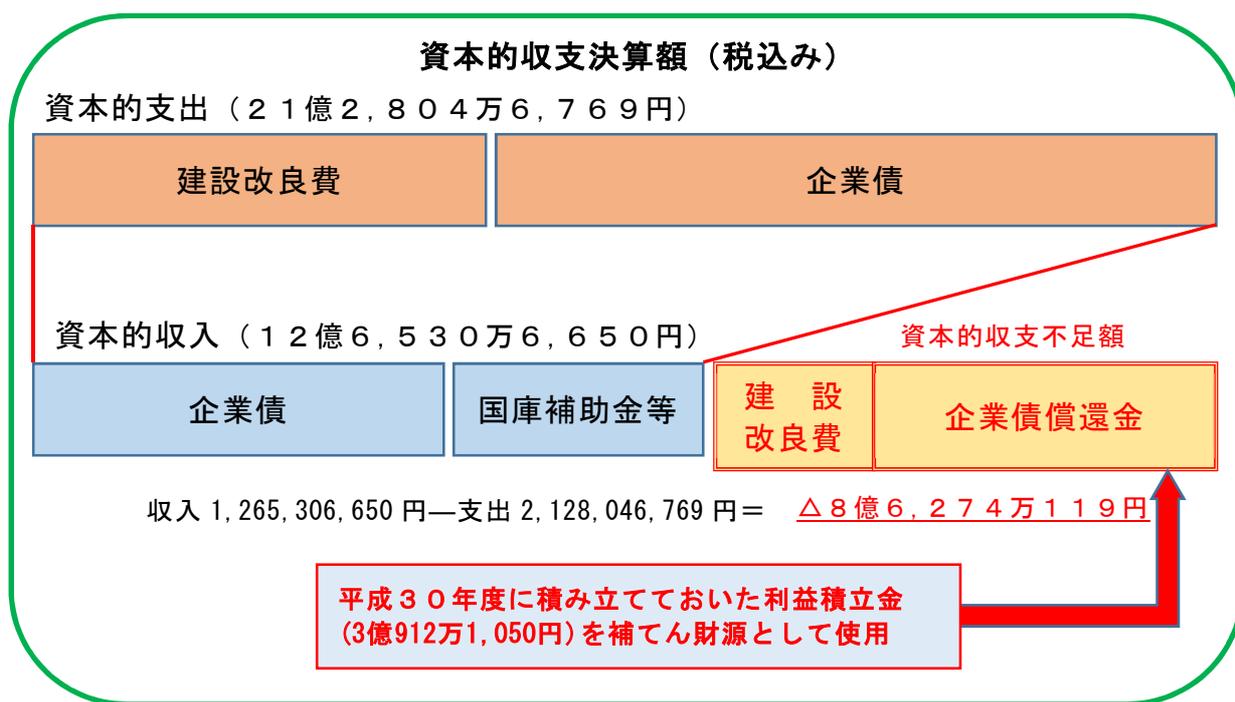
【提案理由】

利益積立金の使途について、議会の議決を得た上、これを取り崩し、企業債の償還財源としたいため

【内 容】

平成30年度海老名市公共下水道事業会計決算について、収益的収支においては、3億7,391万7,367円の純利益となったが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額が8億6,274万119円となった。

この不足する額に対して、将来の欠損に備えるため平成30年度に積み立てた利益積立金を、補てん財源として使用したいため、議会の議決を求めるもの



参考

補てん財源（862,740,119円）の内訳

1	消費税及び地方消費税資本的収支調整額	43,746,635 円
2	利益積立金	309,121,050 円
3	過年度分損益勘定留保資金	130,499,011 円
4	当年度分損益勘定留保資金	379,373,423 円
	合 計	862,740,119 円

1.1 議案第 60 号 平成 30 年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【提案理由】

議会の議決を得た上、未処分利益剰余金の処分を行いたいため

【内 容】

平成 30 年度海老名市公共下水道事業会計決算の収益的収支（税抜）は、

- ・収益的収入 30 億 5,075 万 5,760 円
- ・収益的支出 26 億 7,683 万 8,393 円

で、収益的収支は、3 億 7,391 万 7,367 円の純利益（未処分利益剰余金）となった。

この未処分利益剰余金について、公営企業会計への移行後、経営状況は良好に推移しており、現時点では収益的収支に欠損が生ずるおそれが高いことから未処分利益剰余金の全額を、企業債の償還財源として減債積立金として積み立てたいため、議会の議決を求めるもの

収益的収支決算額（税抜き）

収益的収入（30 億 5,075 万 5,760 円）

下水道使用料	長期前受金戻入	他会計負担金等
--------	---------	---------

収益的支出（26 億 7,683 万 8,393 円）

維持管理費	減価償却費	企業債支払利息等	純利益
-------	-------	----------	-----

収入 3,050,755,760 円—支出 2,676,838,393 円 = **3 億 7,391 万 7,367 円**

企業債の償還財源（減債積立金）に積立て

平成 30 年度海老名市公共下水道事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,061,844,825 円	2,304,813,508 円	683,038,417 円
議会の議決による処分数額	309,121,050 円	0 円	△683,038,417 円
資本金への組入	309,121,050 円	0 円	△309,121,050 円
減債積立金の積立	0 円	0 円	△373,917,367 円
処分後残高	2,370,965,875 円	2,304,813,508 円	0 円

【契約 2 件】

12 議案第 61 号 工事請負契約の締結について（（仮称）海老名市消防署西分署建設工事（建築））

【趣 旨】

（仮称）海老名市消防署西分署建設工事（建築）について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概 要】

- 1 契約の目的 （仮称）海老名市消防署西分署建設工事（建築）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 419,040,000 円（税込み）
- 4 契約の相手方 神奈川県厚木市栄町一丁目 2 番 2 号
株式会社 小島組
代表取締役 岡見 健

【計画概要】

- 1 工事場所 海老名市上今泉 2027-1 ほか
- 2 延床面積 1,104.89 m²
- 3 構造規模 鉄筋コンクリート造 2 階建陸屋根
- 4 主要室
 - 1 階：事務室、高機能訓練室、筋力トレーニング室、車庫、救急用消毒室、防災倉庫等
 - 2 階：仮眠室、食堂・厨房、訓練ステージ、洗面所、トイレ等

13 議案第62号 工事請負契約の変更について（海老名市資源化センター大規模改修工事）

【趣 旨】

海老名市資源化センター大規模改修工事について、工事請負契約を変更したため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの

【変更理由】

地下埋設物が見込みより少なく、撤去処分費を減額するため

【概 要】

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 海老名市資源化センター大規模改修工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 変更前 1,972,080,000円（税込み）
変更後 1,948,590,000円（税込み）
23,490,000円の減額 |
| 4 契約の相手方 | 神奈川県横浜市鶴見区尻手三丁目2番43号
新明和工業株式会社 流体事業部営業本部
本部長 石川 貞仁 |

【参 考】

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1 工事場所 | 海老名市大谷南五丁目7番27号ほか |
| 2 契約期間 | 平成29年6月16日から令和元年11月15日まで |
| 3 更新設備（処理能力） | |
| 缶類処理設備 | 3.7t/日 |
| びん類処理設備 | 4.9t/日 |
| ペットボトル選別処理設備 | 3.0t/日 |
| 容器包装プラスチック選別処理設備 | 7.0t/日 |
| 不燃物処理設備 | 7.0t/日 |

【市道 1件】

14 議案第63号 市道の路線認定について(市道2756号線)

図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	2756	東柏ヶ谷四丁目1997番7地先 } 東柏ヶ谷四丁目1998番6地先	4.00 } 7.80	89.01	私道移管に伴う 路線の認定

案内図



【補正予算 2件】

15 議案第64号 令和元年度海老名市一般会計補正予算
(第3号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **2億3,365万7千円を追加し**、
予算総額を歳入歳出それぞれ **449億6,295万4千円**とするもの

■主な内容

☆消費税率引上げの影響に対し地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームや空き店舗リフォーム助成の件数を拡大します。

☆「ふるさと納税」事業について、当初の見込みを大きく上回る寄附をいただいていることから、返礼品等の予算を増額します。

☆海老名警察署と連携し、迷惑電話防止機能付き電話機の貸出しを防犯協会へ委託することで、振り込め詐欺等の抑止を図ります。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：44,729,297千円・補正額：**233,657千円**・補正後：44,962,954千円

(1) 歳入

- ・保育対策総合支援事業費(保育所等改修費等支援事業費)(国庫支出金) 21,333千円
- ・生活保護適正実施推進事業費(国庫支出金) 6,545千円
- ・ふるさと振興事業指定寄附 99,000千円
- ・財政調整基金繰入金 98,051千円
- ・その他 8,728千円

合計 **233,657千円**

(2) 歳出

① にぎわいと活力あふれる元気なまちづくり 60,775 千円

- ・ふるさと納税返礼品事業の拡充 45,775 千円
- ・住宅リフォーム助成の件数拡大 10,000 千円
- ・空き店舗リフォーム助成の件数拡大 5,000 千円

○ふるさと納税返礼品事業の拡大

(1) 理由

ふるさと納税返礼品事業については、昨年度実績から、今年度の寄附額を107,000,000円と想定したが、本年度4月から6月の寄附実績が想定以上に好調であり、今後も増額が予想されるため

(2) 説明

ふるさと納税振興寄附金の推計

予算額：107,000,000円

見込額：206,156,000円（本年度4月～6月の実績を踏まえ再推計）

不足額：99,156,000円 歳入補正額：99,000,000円

↓

委託料（返礼品・送料等）：45,775千円

見込委託料：寄附歳入見込額の50% 103,000,000円

当初予算額：57,225,000円

予算額：103,000,000円-57,225,000円=45,775,000円

○住宅リフォーム助成の件数拡大

(1) 理由

当初想定した、近年の平均実績100件を上回る応募があったこと及び景気対策として増額したいもの

(2) 説明

委託料：10,000千円 上半期の実績を踏まえて、85件の増

○空き店舗リフォーム助成の件数拡大

(1) 理由

今年度の募集で予定を上回る申し込みがあったため

(2) 説明

委託料：5,000千円

上半期で既に10件の応募があり年間予算額（5,000千円）に達したことを踏まえ、過去3年間の実績から、下半期は上半期より申し込みが減少することから下半期の想定件数を8件とし、5,000千円を補正増する。

- ・ 防犯協会に対する迷惑電話防止機能付き電話機の貸出委託 1,000 千円

○防犯協会に対する迷惑電話防止機能付き電話機の貸出委託

(1) 理由

市内で発生している振り込め詐欺が、平成27年から125件（平成30年12月まで）発生しており、その約80%が75歳以上の高齢者世帯であることから、被害を受ける可能性の高い70歳以上かつ特にリスクの高いと考えられる世帯（単身者世帯も含む。）に対して迷惑電話防止機能付き電話機の貸出を行い、振り込め等詐欺の抑止を図りたいもの

(2) 説明

委託料:1,000 千円

「海老名防犯協会」に委託し、対象となる世帯に対して貸出し等を行う。

対 象：市内居住の70歳以上かつ特にリスクの高いと考えられる世帯等

台 数：100台（予定）

期 間：5年間

委託先：海老名防犯協会（海老名警察署内）

備 考：今年度は、詐欺被害について相談いただいた方などを中心に、その世帯状況に類似している世帯など、設置が必要と思われる世帯の中から約100世帯に対し貸出を行い、その実績を踏まえ、事業のあり方を検討していく。

補正額：10千円×100台＝1,000千円



<イメージ写真>

- ・新たに地区社会福祉協議会の事務所を設置するための補助 3,000 千円

○新たに地区社会福祉協議会の事務所を設置するための補助

(1) 理由

河原口自治会館増築に伴い、河原口地区社協の事務所の新設及びそれに伴うみんなのトイレ新設に対し、海老名市社会福祉協議会が、自治会へ補助するための補助金の増額

(2) 説明

補助金：3,000 千円

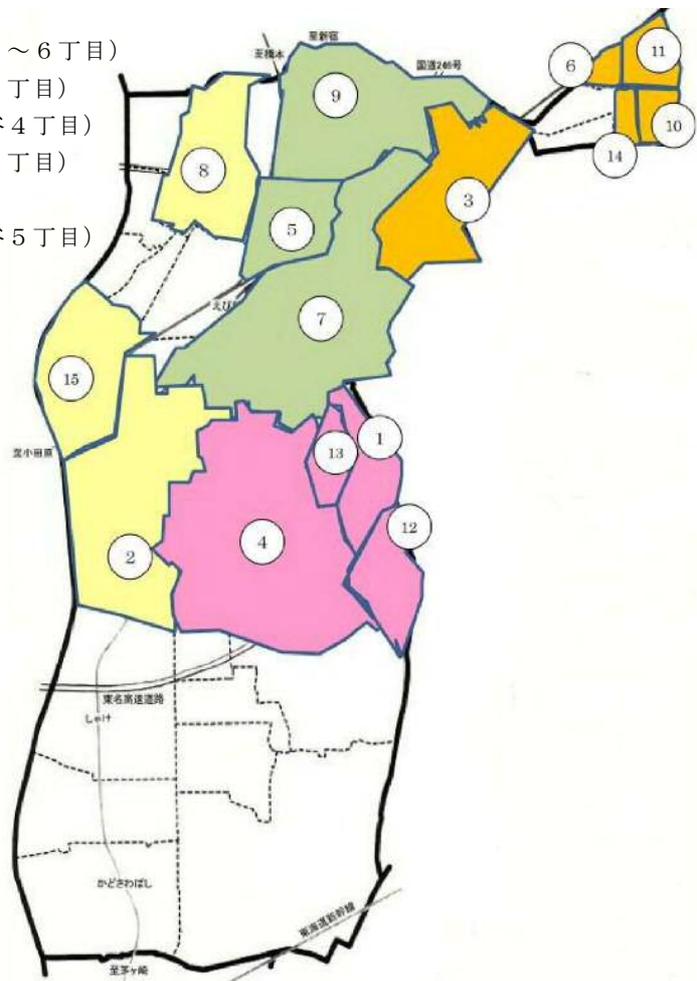
河原口地区社協事務所及びみんなのトイレ新設補助として社協へ補助

(参考)

- ① 国分寺台地域福祉協議会（国分寺台 1、2 丁目）
- ② 中新田小学校区ふれあい推進委員会（中新田、さつき町）
- ③ 柏ヶ谷地区ふれあい委員会（柏ヶ谷）
- ④ 大谷地区社協みんなのひろば（大谷北、大谷南、大谷）
- ⑤ 国分北 1・2 丁目地区社協ふれあいひろば（国分北 1 丁目北、南、国分北 2 丁目）
- ⑥ 東柏ヶ谷三丁目地区社協ささえ愛（東柏ヶ谷 3 丁目）
- ⑦ 海老名国分地区社協（中央 1～3 丁目、国分北 3 丁目、国分杉本、国分南 1～2 丁目、ルネエアズビル、国分南 3、4 丁目、望地、勝瀬）
- ⑧ 下今泉地区社協わかば（下今泉）
- ⑨ 上今泉市区社協ふれあいかみいま（上今泉 1～6 丁目）
- ⑩ 東柏ヶ谷六丁目地区社協きずな（東柏ヶ谷 6 丁目）
- ⑪ 東柏ヶ谷四丁目地区社協かがやき（東柏ヶ谷 4 丁目）
- ⑫ 国分寺台樽井まちづくり会（国分寺台 3～5 丁目）
- ⑬ 浜田地区社協ぬくもり（浜田）
- ⑭ 東柏ヶ谷五丁目地区社協つながり（東柏ヶ谷 5 丁目）
- ⑮ **河原口地区社協福祉協議会（河原口）**

<海老名市社会福祉協議会

ホームページから>



- ・生活保護受給者の健康管理支援の義務化に向けたレセプトデータ分析
【国庫支出金 10/10】 5,830 千円
- ・生活保護制度の制度改正に伴うシステム改修
【国庫支出金 2/3、1/2】 1,232千円

○生活保護受給者の健康管理支援の義務化に向けたレセプトデータ分析

(1) 理由

令和3年1月から実施される「被保険者健康管理支援事業」で、福祉事務所が被保険者の健康上の課題の分析と支援を行うことが義務付けられることから、レセプトデータの分析をするための委託料の増額を行いたいもの

(2) 説明

委託料：5,830 千円【国庫補助 10/10】

(参考)

「被保険者健康管理支援事業」

- ①各福祉事務所のデータを全国データと比較するなどして、地域の健康課題の分析や社会資源の把握を行う。
- ②①で得られた方針を基に、個別支援対象者への抽出・決定を行う
- ③必要に応じて、対象者の健診データ等を入手し、個別支援計画を策定
- ④同行指導等による本人への介入の実施
- ⑤行動変容の状況等を踏まえ事業の評価、方針の改善につなげる。

令和3年1月からの実施に向け、①～③を実施するための国庫補助が行われることに伴い、補正を実施するもの

○生活保護制度の制度改正に伴うシステム改修

(1) 理由

進学準備金とマイナンバーカードの連携等生活保護制度の改正によるシステム改修に伴い委託料の増額を行いたいもの

(2) 説明

委託料：1,232 千円【国庫補助 2/3、1/2】

改修するシステムにより国庫補助金が2/3のものと1/2があり、それらの総額が1,232千円。

⑤ 安心して子育てができるまちづくり 24,000 千円

- ・ 保育所等改修費等支援事業費による子育て支援の充実

【国庫支出金 2/3】 24,000 千円

○ 保育所等改修費等支援事業費による子育て支援の充実

(1) 理由

待機児童解消のため、海老名駅周辺地区の新築ビル内に開設する小規模保育所施設整備に対して補助を実施したいため

(2) 説明

補助金：24,000 千円 【国庫補助金 2/3】

(補助対象事業費：32,000 千円 → 市負担率 1/12：2,667 千円)

交通至便で保育需要の高い海老名駅周辺地区において、新築ビル内のテナントに内装工事を施し、小規模保育施設を新設する。

開所予定：令和2年4月1日

定員：19名

対象：生後半年から2歳児まで（別途一時預かり有）

⑥ その他 137,820 千円

- ・ 応援まごころ基金積立金 99,000 千円

- ・ その他 38,820 千円

○ 応援まごころ基金積立金

ふるさと納税増額分に伴う、応援まごころ基金への積立金の増額

合計 233,657 千円

16 議案第65号 令和元年度海老名市介護保険事業特別会計 補正予算（第1号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **1,477万6千円を追加し、**
予算総額を歳入歳出それぞれ **83億9,091万5千円とするもの**

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：8,376,139千円・補正額：14,776千円・補正後：8,390,915千円

(1) 歳入

- ・地域支援事業交付金(その他の地域支援事業)(国庫支出金) 963千円
- ・地域支援事業交付金(その他の地域支援事業)(県支出金) 481千円
- ・一般会計繰入金 1,352千円
- ・介護保険給付費等準備基金繰入金 11,980千円

合計 **14,776千円**

(2) 歳出

- ・認定調査の件数の増加に伴う調査員の増員等 871千円
- ・在宅医療相談室拡充準備業務 2,500千円
- ・支払基金返還金 11,405千円

合計 **14,776千円**